**＜小樽市から市内宿泊事業者のみなさまへのお願い＞**

**「宿泊税に係る宿泊事業者調査」にご協力ください**

|  |
| --- |
| 小樽市では、令和８年４月からの宿泊税導入に向け、現在、検討を進めております（詳細別紙）。  宿泊税は、市内に宿泊される方に１人１泊２００円（予定）のご負担をお願いし、本市の魅力向上や来訪される方々をお迎えする環境の整備充実などに役立てていくものです。 |

**回答先：小樽市産業港湾部観光振興室　宛て**

**● ＦＡＸ：０１３４－２７－８６００**

**● メール：kanko-syukuhaku@city.otaru.lg.jp**

**１　貴施設について**

1. 旅館業法に基づく営業の『種別』をお知らせください。住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業の場合は『民泊』を選択してください。

ａ）旅館・ホテル　　　ｂ）簡易宿所　　　ｃ）民泊　　　*←　※選択してください*

1. 旅館営業許可に基づく営業施設の『名称』をお知らせください。民泊の場合は『登録番号』をお知らせください。

〇名称（登録番号）：

1. 営業施設（旅館・ホテル、簡易宿所、民泊）の所在地をお知らせください。

〇郵便番号：

〇住　　所：小樽市　　　　　　丁目　　　　番　　　　号

1. 営業施設の『客室数』および『定員数』についてお知らせください。

〇客室数：　　　　　　　　　〇定員数：

1. 旅館業の許可を受けた営業者（住宅宿泊事業の届出を行った事業者）の『連絡先』についてお知らせください。

〇法人名（個人の場合は氏名）：

〇代表者氏名（法人の場合のみ）：

〇担当部署（個人の場合は不要）：

〇担当者氏名：

〇電話番号：

〇ファクス番号：

〇メールアドレス：

1. 営業施設（建物）の『所有者』についてお知らせください。

〇法人名（個人の場合は氏名）：

〇代表者氏名（法人の場合のみ）：

〇郵便番号：

〇住　　所：

〇電話番号：

**２　宿泊税導入に係る「システム改修」や「周知」等について**

1. 宿泊税を導入する場合、宿泊施設に特別徴収事務（宿泊税を徴収し小樽市に申告と納入を行う）をお願いする予定ですが、その場合、システム改修等が必要になりますか？改修等が必要な場合、その経費はどの程度になると見込まれますか？

|  |
| --- |
|  |

1. 宿泊税を導入する場合、宿泊料金による免税点は、行政サービスを享受する方に広く負担を求める観点から設けない予定ですが、学校教育法第１条に規定する学校（大学を除く）が主催する修学旅行等については課税免除とする予定です。課税免除について御意見等がございましたら御記載ください。

|  |
| --- |
|  |

1. 宿泊税を導入する場合、宿泊施設においては、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収することを予定しています。宿泊税に係るキャッシュレス決済の手数料負担について御意見等がございましたら御記載ください。

|  |
| --- |
|  |

1. 宿泊税を導入する場合、納税者となる宿泊客や特別徴収義務者をお願いする宿泊事業者のほか、旅行代理店等への周知も予定しており、これらの周知には１年程度の期間を設ける予定です。宿泊税導入に係る周知について御意見等がございましたら御記載ください。

|  |
| --- |
|  |

1. その他御意見等がございましたら御記載ください。

|  |
| --- |
|  |



※この調査は、インターネットからもご回答いただけます　**⇒**

【本調査の実施部署】

小樽市産業港湾部　観光振興室　０１３４－３２－４１１１　内線７４５０